

全道・全国中学校体育大会に関わる拠点校部活動編成規定

すべての中学生に運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わわせる機会を保障するために、全道・全国大会に出場することができるように道を開くとの観点から、拠点校部活動について以下のように整理する。

1 事業主体と実施主体

- ・実施の事業主体は、市町村教育委員会または市町村中学校長会（以下、事業主体）とする。
- ・実施主体は、市町村立中学校・義務教育学校等とする。

2 実施対象校

- ・実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。
- ・事業主体においては、実施上の規約等を定めること。
- ・対象校については、市町村をまたいで設定することが可能であるが、その際には、当該事業主体において協議し、規約等を定めること。
- ・同一市町村内に複数の拠点校が設定されることも考えられること。また、同一市町村内に拠点校部活動と学校単独で設置する部活動が共存することができること。ただし、拠点校部活動（拠点校ではない学校を含む）と学校単独の部活動の両方を設置することはできないこと。

（例：同一市町村内のA校・B校・C校・D校の4校のうち、A校を拠点校としてA・B・C校の3校が拠点校部活動を編成して活動し、D校は学校単独で活動という設置は可であるが、この場合、A・B・C校の3校には単独の部活動（時期的な特設部も含む）を設置することは不可）

3 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、事業主体の判断により継続することが可能であること。

4 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

(1) 参加の承認

- ・生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。
- ・同一市町村内に複数の拠点校部活動が設置されている場合においては、参加生徒の意向により、どちらの拠点校部活動に参加するかを選択することができること。

（例：同一市町村内にA校・B校という拠点校部活動が設置されている場合、C校の1名はA校の拠点校部活動に参加し、もう1名はB校の拠点校部活動に参加するということは可能）

(2) 大会等への参加

- ・登録については（拠点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねられるが、拠点校部活動であることが分かる登録名にすること。

（例：〇〇市拠点校部活動）

- ・大会参加等の連絡は、拠点校が対応すること。

- ・大会参加時のユニフォームにおいては、各競技団体の規定が異なることから、それぞれの団体の規定を踏まえ、関係する学校同士の総意の下、備品等の状況に応じて適切に対応すること。

(3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(4) 安全管理

- ・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示によること。
- ・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従うこと。
- ・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

第1次改正 令和5年11月2日

第2次改正 令和6年5月2日